

(第一類 第四号)

第五回國會 經濟安定委員會會議錄第十四号

昭和二十四年五月十日(火曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 小野瀬忠兵衛君

理事 新八君 理事 多田 勇君

理事 前田 正男君 理事 森 曉君

理事 森山 欽司君 理事 高田 富之君

理事 足立 篤郎君 理事 小川 平二君

理事 志田 義信君 理事 中村 清君

理事 中村 純一君 理事 永井 英修君

理事 細田 榮藏君 理事 勝間田清一君

理事 高橋清治郎君 理事 横田基太郎君

理事 田中不敏三君

出席國務大臣

國務大臣 青木 孝義君

出席政府委員

經濟安定政務次官 中川 以良君

(經濟安定本部 財政金融局長)

總理事務官 内田 常雄君

(物價總務部 第二部長)

總理事務官 吉田 晴二君

公正取引委員 中山喜久松君

公正取引委員 横田 正俊君

公正取引委員 横田 正俊君

(公正取引委員 會務部長)

總理事務官 廣田多喜夫君

貿易局長 新井 茂君

委員外の出席者

總理事務官 清島 省三君

專門員 園地與四松君

專門員 菅田清治郎君

五月九日

單一爲替レート設定に関する陳情書

(東京新港地区田町一丁目十二番地

第一類第四号 經濟安定委員會會議錄

第十四号 昭和二十四年五月十日

森永ビル内日本中小企業連合會長豊

田雅孝(第三四九号)

絹、人絹織機復元資金に関する陳情

書(丹後織物工業協同組合理事長古

賀精一外四十一名(第三五六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第二三四号)

價格調整公團法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一八九号)

過度經濟力集中排除法第二十六條の

規定による持株会社整理委員會の職

権等の公正取引委員會への移管に関

する法律案(内閣提出第一九〇号)

○小野瀬委員長 これより會議を開き

ます。

昨日に引続きまして、私的独占の禁

止及び公正取引の確保に関する法律の

一部を改正する法律案の質疑を続行い

たします。質疑は通告順にこれを許し

ます。高田富之君。

○高田(富)委員 それでは二、三御質

問申し上げたいと思います。今回の独

禁法の改正の要点の一つは、外資の導

入に便ならしめるといふ点ですが、提案理

由の御説明の際にも述べられたのです

が、今まで外國商社との契約で成立し

たものの中に、現在の独禁法に違反す

るような事実があったのではないかと

思われるようなふしもあるものでありま

す。その一つとしてカルテックスと日

石の契約が先般成立したそうでありま

すが、その概略がどういふものであつ

たか。その大体をひとつ御説明願いた

いと思ひます。

○横田(正)政府委員 ただいまのカル

テックスと日石の國際契約であります

が、正確なことを申し上げた方がよろ

しかろうと思ひますけれども、実はこ

こに資料を持ち合せておりませんの

で、後ほど資料を取寄せまして正確な

ことをお答え申し上げます。

○高田(富)委員 そうしますと午後あ

たりにお願ひできますでしょうか。

○横田(正)政府委員 承知しました。

○高田(富)委員 それではその方は午

後御答弁を願ひたいと思ひます。それ

からちよつと別の問題になります。

今度の改正案の十六條の營業の譲り受

げの制限のことです。今までは

會社の營業を全部もしくは一部の譲り

受けのときでも該當したのであります

が、今後は營業の全部または重要部分

と、こうなつておりますけれども、そ

の重要部分というのは譲り渡しをする

方にとつてですか。それとも譲り渡し

を受ける方にとつての重要部分です

か。

○横田(正)政府委員 これは譲渡いた

します方の会社につきまして、重要部

分という趣旨になると存じます。これ

は現在實際にいろいろ營業、譲受の認

可申請がございまして、それを審査し

て参りますと、その中にきつめて小

部分の營業譲受の件数がございまし

て、それを一々こちらに申請させるこ

とも必要であるといふふうに考えら

れましたので、今回第一号を「營業の

全部又は重要部分の譲受」ということ

に改めております。しかし同時に第二

号を新たに設けまして、「他の会社の

國內における營業上の固定資産の全部

又は重要部分の譲受」というのを加え

まして、固定資産の全部または重要部

分でありますれば、それを認可申請あ

るいは届出の対象とするということに

いたしました。調和をとつた次第でこ

ざいます。

○高田(富)委員 その点ですが、そう

すると譲渡を受ける方にとつて、それ

が相當重要な意義がある場合でも、譲

渡をする方にとつて重要部分でなけれ

ば譲渡を認めることになつて、かえつ

て譲渡を要求する方の「むしろ經濟力

をだん／＼に集中して行く方の側にと

つては、この前の場合は一部分で、相

當嚴重に取締られたのだが、重要部分

というふうなことで、あいまいになり

まして、譲渡を受ける方にとつてきわ

めてそれがのどから手が出るほどほし

い分であつても、それは問題なしに譲

渡を受けるというふうなことになる

のではないと思ひますが、この点は

どうでしょうか。

○横田(正)政府委員 ただいま御質問

のような問題も考えられるのでござい

ますが、大体第一項の考え方は、會社

が他の會社を食いつぶして行く。結局

全部あるいは相當重要な部分を併合

してしまひまして、他の會社がだんだ

ん食いつぶされて行く。そちらの面

方に重点を置きまして規定したわけ

でございまして、あるいは多少御懸念の

ような点もないではないのであります

が、大体この程度でよくはないかとい

うことにはいたしました次第でございま

す。

○高田(富)委員 どうもその点がそ

ういふ懸念のあるといふことをお認め

のようですが、やはり譲り渡しをする

方の側よりも、こういう法律の精神か

らいつても、譲り渡しを受けた方が

が取締りの対象になるべきものであつ

て、そのほしがる方について相當嚴格

に取締らないと、この法の精神が変な

ことになるのではないと思ひます。

どうもその点がまだちよつとはつきり

しないのですが、いかがなものでし

やうか。

○横田(正)政府委員 どうもその点

は、結局見方の相違といふことになる

かと存じます。要するに譲り渡す方の

會社につきましての重要部分というこ

とになるわけでありまして、かりに譲

り渡す方が小さな會社でございませ

れば、小部分を譲り渡すといふことは大

して問題ではなく、またかりに大きな

會社の部分を譲り渡すといふことにな

りますれば、これはむしろだん／＼經

濟力が分散して行くといふ方面に向

わけでございますから、まずこの程度

でよろしいのではないかと考える次第

でございます。

○高田(富)委員 それでは別の質問に

移ります。実は本委員會で近く調査を

することになつてはおりますが、この

間東芝の關係につきましていろいろ事

348

(三七六)

情を伺いまして、われ／＼の方で考え
てみましたのでありますが、今度の東
芝に対する持株整理委員会の指令案と
いうものの中に、東芝車輛を合併する
ならば、株式の買ひもどしをしてよろ
しいというふうな指令の内容がありま
すが、これはどうも独禁法の十條に違
反するように考えられるのでありま
す。これにつきましては集排法の規定
によりまして、公正取引委員会として
何らかの指示をなさいましたのでし
ょうか。

○横田(正)政府委員 あれはたしか案
におきまして公正取引委員会の認可を
条件としておたように思うのでござ
います。結局株を持ちますことにつ
いて独占禁止法上の要件が備つてお
りすれば、持つことが出来るわけでござ
います。この点はなお当委員会の今
後の問題となし得るものと存じます。

○高田(富)委員 例の東芝車輛の合併
問題に関する指令については、あなな
の方の御見解はどうなんでしょうか。

○横田(正)政府委員 その点はなおま
だ具体的案件として公正取引委員会に
参つておりませんので、はつきりした
ことは申し上げられませんが、具体的
案件として参りました場合によく調査
いたしまして、決定をいたしたいと存
じております。

○高田(富)委員 次に伺いたいこと
とは、先般新聞の購読調整の問題で
相当たいへんな問題になりまして、そ
の結果かなり移動もあつたようであ
りますが、あの新聞の購読調整をやつた
調整会といふか、何かそういうよう
な団体があつたように思うのです
が、それについてはどういふふうにあ
なたの方では扱われましたか。それを

ちよつと伺いたいと思います。

○高田(富)政府委員 この問題は事業者團
体法の問題になり得る可能性がござ
いまして、クワイヤリング・ハウスと普通
言つておりますけれども、これが間に
入りまして、何か統制的なことをやる
可能性なきやいなやということ、た
しか新聞協会でございましてか御相談
がございまして、事業者団体法の
規定に触れることのないようにとい
う注意を私の方からいたしまして、そ
れに基づいてその団体が行動したとい
うふうに記憶しております。

○高田(富)委員 これは独禁法の関係
では不正な競争、それからカルテル
的な仕事になりませんか。これは独禁
法方面からの違反としては考えられ
ないのですか。

○高田(富)政府委員 不公正な競争とかあ
るいはカルテルとかいうことは、本問
題に關しましては起りませんでござ
います。

○高田(富)委員 何か相当檢察廳あた
りまで動き出さなければならぬよう
な問題が購読調整問題ではあつて、相
当大きな問題になつたように報ぜられ
ておりますが、結局そういうふうな事
業者団体法関係の疑いがあるから、そ
れにひつつかからぬようにうまくや
れたいというふうな御答弁であります
が、これはどういふものですか。そ
ういふ疑いも濃厚であり、事実上相
当弊害のあるような問題について、も
う少しはつきり強い態度で出ないと、
ほとんど法があつてもないと同様
になつてしまふ。

それから購読調整会と用紙制事務
應は、仕事の方面はどういふふうな関
連になつておるのですか。

○高田(富)政府委員 先ほど申し上げま
したように、本件が問題になる当初に私
の方に相談があつた次第でございま
すが、この問題と用紙制事務應でござ
いますか、あれとは直接は関係がな
いように私は考えるのでございま
す。

○高田(富)委員 どうもこれは購読調
整会がやつておることが違反の疑いが
濃厚なので、何といひますか、助け船
というふうな形で、國家でやつたとい
うふうな仕事にしてこれをやつて行
く。そうすれば団体法の違反の方は消
えるというふうな関係にあるように考
えるのですが、そういう点はどうで
すか。

○高田(富)政府委員 われ／＼といたしま
しては、たとえ大きな新聞に利益に
なるようにとか、小さい新聞に不利
になるようにとか、小さい新聞に不利
になるようにとかいう意図は全然ござ
いせんので、まつたく白い立場で公
平に御相談に應じたというふうに考
えております。

○高田(富)委員 それから最近それと
の関連もありませんが、大きな新聞がた
いへん小さい新聞を買収している傾向
があるようでありまして、ああいう
ような場合もやはり競争関係にあるもの
に対する合併でありまして、相当本法
に触れる点があるように思うのです
が、それについてはどういふふうな見
解を持つておられますか。

○横田(正)政府委員 その点は実は具
体的問題でございしますので、はつきり
したことを申し上げることはばか
るのでございしますが、確かに仰せのよ
うな問題が全國にわたつてございま
して、委員会としましては現在大いに
研究中でございします。

○高田(富)委員 それから映画の方の
一手販賣機でセントラル・ムービー
ング・ピクチャ・アソシエーション
ですか、これはやはりある程度問題に
なるんじゃないかと思ひますが、これ
についての御見解はどうですか。

○横田(正)政府委員 その問題も実は
具体的案件でございしますので、ここ
ではつきりしたことを申し上げるこ
とはばかれますが、現在大いに研究中
でございします。その程度で御了承願
いしたいと思います。

○高田(富)委員 そういうふうな例は
たくさんあるんじゃないかと思うので
すが、今まで法律を運用して行かれ
る上で、この取引委員会の報告書など
を拜見いたしましたも、違反に対する
重罰制裁をやつたとかいふことが非
常に少なくて、ほとんどないんじや
ないかと思うのですが、嫌疑をかけら
れてゐる／＼拘束されたのはむしろ中
小企業方面で、その方面ではかなり本
法がききまして、相当苦しい立場に置
かれておるのですが、大きなところ
ではほとんど有名無実で問題になら
ないといふうちに、運用の実績がう
かがわれるようにわれ／＼は思ひ
ます。この年次報告の中にあります
いろいろなケースについて見ましても、
どの中小企業方面の問題が非常に多
い。こういう感を深くするわけです。

何か特別大きな問題について、相当大
きな大筋筋に対するはつきりした指示

をして、そうして罰則の適用もしたと
いうふうな例がありましたら、御説明
願ひたいと思ひます。

○横田(正)政府委員 実は公正取引委
員会が発足いたしましたから、そろ
そろ二年になるわけでございますが、
その間あまり目に立ちますような大
きな仕事をいたしませんことは、ま
ことに申訳なく思つておる次第でござ
います。だん／＼当委員会の機構も充
實して参りましたし、なお独占禁止
法に対する國民一般の理解も次第に深
まつて参りましたので、それらの点か
らいたしまして、最近になつてやつと
委員会も多少活発な活動を見るよ
うになつたと存じます。お話の年次
報告はたいへん古いものでございま
すので、最近のことにつきましては
まだ國會に對して御報告を申し上げ
てございませぬのですが、やつと御
希望に沿うのではないかとと思は
れる事件に着手しつたのでございま
すので、この点はもう少しか
すに目をもつていただきますれば、小
さいものばかりをいじめておる所
で、必ず近き將來に参ると存じま
す。なお問題が非常に具体的問題に
關係がございしますので、あまり詳
細な内容を申し上げることは躊躇
いたしますが、大体そういう方向に
委員会の動きが向つておりますこと
を申し上げまして、御了承願ひたい
と思ひます。

○高田(富)委員 それでは先ほど保
留しました日石のカルテックスの
問題ですが、これはまたあとで詳細な
御報告を願つて御質問したいと思
ひますが、これで一應打ち切ります。

○小野瀬委員長 それでは森山委員。
○森山委員 一、二御質疑いたしま

○横田(正)政府委員 十一條第二項の百分の五が少し低く過ぎはしないかという御質問でございます。この点は現行法通りで今回改正が加えられておりませんが、この百分の五という制限規定が設けられました根本の考え方は、私からくどく申し上げるまでもなく、要する金融關係が主として事業關係に対するおもしろからぬ支配をすることを、未然に防止するという一点に盡きるのではないかと考えます。特に日本におきまする今までのいわゆる財閥の反省から、この規定が出ておると存ずるのでございます。結局金融機關が事業会社等の株を持ちます場合に、單なる資金の運用の面から考えますならば、一つの会社の株式を百分の五持

ような關係を、だん／＼後退させて參つておる關係からいたしても、そういう個々の事案についての差別的取扱いは避けたいというような考えから、現行法のまゝにいたした次第であります。なおこの点は根本的にさかのぼりますれば、金融機關がその資金をいかなる事項にいかなる方法をもつて、いかなる程度に利用すべきかという根本的な問題とも関連いたします。この点については御承知のごとく金融業法と申しますか、こちらの關係の法令の研究が今なされていますので、それらの点とも考え合せまして、なお問題は多少將來にも残つておるかと存する次第でございます。

○森山委員　次に事業会社の持株ある

○貴田政府委員 まことにごもつともな御意見でございます、せつかく独占禁止法におきまして持株の制限を解除するように、今回の改正法案で試みおるのでございますが、一方に制限

○森山委員　なお二、三小さな問題について御質問いたしたいと思います。

○横田(正)政府委員 小運送店につきまして複數制を設けますことは、独占禁止法のいわゆる自由かつ公正な競争を促進するという面からいたしまして、きわめて望ましいことだと考えております。

○横田(正)政府委員　これは実は小連送の操業を許します場合につきまして、一々公正取引委員会に相談があるわけではございませんので、御承知のように法律によりまして審議会でございますしたか、委員会でございますしたか、そちらに一々諮問をして業者を認めるといふ建前になつておりまして、

○森山委員　なお同様な問題でござい
ますが、営業トラック業の免許に関し
まして、從來三十台の車体保有を條件

○横田(正)政府委員 これも三十台が
妥当であるか、もつと少くてもいいの
じやないか、あるいはもつと多い方が
いいのじやないかというような、その
妥当性の問題につきましては、残念な
がらたゞいまでも申し上げられないの

に關しまして、農業協同組合と業者とが並行してその登録を認められておるわけでございます。その場合往々にして農業協同組合の方が、各農家に物資その他の配給とかあるいはいろいろな

349

て、そこに他の業者との間に非常な不当な格差が生ずるといふような場合がございしますれば、独占禁止法の問題になし得るのじやないかと考えております。

○森山委員 大体こまかい質問も終りましたが、最初に留保いたしました質問、すなわち昨日多田委員から御質問になられ、貿易顧問の方からの関係官の御出席を求められたわけでありますが、多田委員はおいでにならないので、この際多分類似の問題だろうと思ひますし、また経済団体の方からも希望がございしますので、國際協定及び貿易協定についての本法との関係についての御質問をいたしたいと思ひます。從來國際的慣習として、通常とりきめられておる契約または協定には、多かれ少かれ制限條款が付してある。

あるいはまた國際経済の面において、カルテル解体の措置は一向進展してない。そういうような時期におきまして、本法の第六條におきましては相當な改正を加えたわけでございますけれども、この改正をもつていたしましては、國際協定あるいは貿易協定については、本法の適用がわりであるといふ

経済團體側の意見がございしますので、それにつきまして委員会あるいは貿易顧問の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○貴田政府委員 本法改正を試みした一つの大きな理由が、第六條を改正したいという点にございしたことは、昨日も御説明申し上げました通りでございます。その結果といたしまして、今後こういふことを防止する意味におきまして、何らか適當な組織がつけられる道が開かれるならば、これは

今までは貿易協定、貿易に関する國際協定というものは、事前に公正取引委員会において認可を必要としていたのでございます。これが煩瑣なる事務の滞滞といふことになるおそれがあるといふことを考えまして、今般の改正法案におきましては、事後の届出で済むといふことにいたしましたのでございします。また第二の改正点といたしましては、從來の第二項第二号の規定を削除いたしました。事業活動に必要な科学または技術に関する知識情報の交換を制限することというものが、今までの第六條にございしたのを、これがあるがためにパテントの取得とか、実施権の取得といふようなことが制限されはしないかといふことを考えまして、第一項第二号といふものを削除いたしましたのでございまして、これによりまして貿易の振興は相當期待できるのではないかとこのように考えております。

○新井(茂)政府委員 ただいま公正取引委員会からお話の通り、今回の改正によりまして、貿易の振興上相當便宜に相なつたことと存するのであります。貿易振興だけの立場から申しますと、さらに一步を進めまして、たとへば國內の小さい業者が独自の力だけでは貿易の事業をやる力がないといふ場合において、共同の組織によつて貿易の業務をやるということとか、あるいはまた戦争前にいふ／＼日本の輸出品がダンピングであるといふことのために、海外におきまして非常に非難があり、またこれに対する対抗の措置をとられた苦い経験がございします。で、今後こういふことを防止する意味におきまして、何らか適當な組織がつけられる道が開かれるならば、これは

非常に望ましいことであると考えておるのであります。さきに公正取引委員会からお話のありましたようないろいろな事情のために、今回の改正案におちつたような次第でございします。

○森山委員 この問題は將來において大きな問題になる。といふのは、日本の貿易が予定通り進捗して参りまするならば、大きな問題として起きて来ると思ひますので、貿易顧問あるいは業界、実務家の方々の御意見を委員会の方において強力に御推進なられることをお願いいたします。

○小野瀬委員 次は横田委員に発言を許します。

○横田委員 今まとまつておりませんので午後いたします。

○小野瀬委員 では首藤新八君に質疑を許します。

○首藤委員 私の質問の主なるものは昨日多田委員の質問がありましたので、大体それで承りました。したが、なお二、三御質問申し上げたい。同時にまたきのう多田委員の質問したこと、重複になりましたが非常に重大でありますので、重ねて御質問したい点も一、二ありますから、御了承願ひたいと存じます。なおその前にあたりまして、先月の正式委員会ではなかつたかと思ひますが、一應い／＼御質問申し上げたときに、われ／＼の最も疑問とする点に對しましての當局の御回答が、詳細の点については触れなかつたといふことで要領を得なかつたのであります。昨日の多田委員あるいは今日の森山委員の御質問に對しても、最もかんじんなところが、とかく回答が回避されるような傾向にあるのであります。が、こういう点についてはどう

いうわけでそういうふうに明答を與えられないものであるか。これは今後の質問に對して重要な関係がありますので、まずその点からお伺いしたいと思ひます。

○横田(正)政府委員 御質問の趣旨が、はなはだ私不明にしてはつきりのみ込めないでございしますが、私どもが本日い／＼の御質問に對しまして、この問題についてはあまり触れたくないといふことを申し上げました趣旨は、結局独占禁止法上具體的案件的の有無等に関しまして、意見を述べることに禁止せられております。やうな関係からいたしまして、そういう点に触れる問題は御容赦を願ひたい。こういう趣旨でお答えをいたしておる次第でございします。

○首藤委員 はなはだ私不可解と思ふのであります。對外的にあまねく國民に一々御発表になることは、そういう關係があると思ひますが、いやしくも國會内において、しかもこの問題を討議する根本問題に觸れる場合に、そういう回答ができないといふやうなことは、勢ひこの問題の討議ができないのではないかと申すのであります。この問題についてどういふやうなお考えを持つておるか。それをまずお伺いしたいと思ひます。

○横田(正)政府委員 ただいま私の申し上げました点にはなほ不十分でございまして、ここに補足を申し上げます。が、実は独占禁止法の三十八條に公正取引委員会の委員長、委員並びに職員は「事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に發表してはならない。」といふことになつております。「但し、この法律に規定

する場合又はこの法律に関する研究の結果を發表する場合、この限りでない。」といふことにはなつております。が、この規定の關係からいたしまして、あまり事件に関する具體的なことについてお答えをいたし難いこと、を躊躇いたしておる次第でございします。ただこの法律に觸れさせない範圍内において、できる限り御納得の行くやうな御説明をいたしたいと考えております。

○首藤委員 なるほど三十八條にはそういう明文はありますけれども、これは明文にありまして、外部に對してみだりに事件の有無、あるいはその他のことを發表してはならぬといふ制限でありまして、いやしくも國會内では、私はこれは適用されないものだと思ふのであります。同時にまたかりにこれが制約を受けておるといたしましても、事件そのものに対して御回答を願わなくても、事例その他によつて十分に説明ができるものと確信をするものであります。それでないと、どれもこれも重要なものについて、しかも質疑をいたしたいという点について、この三十八條を適用されて回答できないといふやうなことは、結局この法文全体の審議ができなくなるといふやうに考へるのであります。その点をばつきりして、今後の質問に對しましては、明快な御回答を願ひたいと考へるのであります。

そこで私がまず伺いたいと思ひますのは、昨日多田委員がちよつと觸れておりましたが、今般の法案で現狀のよりも非常に緩和されたといふことになつております。要するに合併、合同であります。が、しかしながら依然として

○横田(正)政府委員　まことに條文が抽象的でございますして、いろいろ御疑問がおありのことと存じまするが、ただいまの「同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること」、この同一の需要者というのは、具体的に個々の特定の人をさしているのかどうかというお話でございますが、そうであると申してもよろしゅうございませうし、あるいはそういう人が無数に一つの層をなしておるといふ状態を考えたほうがいいかと思ひます。要するにこゝ

のある市場におきまして、二人の業者がその市場に現われて参ります需要者をお互いに争つてそれに供給する關係、そういうことをすることのできる状態をいうということになるわけでございします。ただ個々の人をつとめまして、特定の人が問題になるかとも存じますが、これを廣くそういう人たちの集まり、層というふうに御解釈願つてもよいのではないかと思います。

○首藤委員　たとえば日用品のごとく、同じものでの家庭でも必要とす

る場合に、販賣者もまた同じものをたくさんこしらえておる、そういう場合においてはむしろこれに適用されるものと考えるのでありますが、そういうふうに解釈してよいかどうか。この点をひとつお伺いしたい。

それからそういう場合におきまして、その生産家が販賣の区域を異にする。ある生産家は同じ品物ではあるけれども、販賣区域は北海道である。ある生産家は九州である、あるいは近畿であるとはつきり販賣の区域が異なつ

ておるといふ場合に、これを適用されるかされないか。その点ひとつお伺いしたい。

○横田(正)政府委員 前に御指摘になりました例がちよつとはつきりいたしません、お説のような関係は競争関係になり得ると存じます。

なお区域を異にして同種のまたは類似の商品、役務を供給しているという関係でございますが、これは北海道で、ある事業をやっておりますものと、九州で同種の事業をやっておりますものは、大体において区域が違ひます。その間に同じ顧客を相手にするといふことは、ほとんど考えられない場合が多いかと存じますので、それらの場合はもちろん競争関係にはないものであります。しかし単に北海道でやつておるから、九州でやつておるからというだけでは、実は問題はきまらないのであります。北海道で石炭を掘る。九州で石炭を掘る。その石炭は統制というような関係を別にして考えますと、同じ顧客を共通にし得る点がございまして、それらの関係におきまして競争関係に入る場合があり得るわけでありまして、なお区域が、たとえば東京と隣接縣でございまして千葉とで同種の企業を営んでおります者が、たまたま現在東京で営んでおります者は東京の顧客のみを相手にし、千葉で営んでおります者は千葉のみを相手にしておるという状態がございまして、きわめて簡単にその販売先を変更し得る場合等につきましては、東京と千葉の場合でございましては、ただちに競争に入り得る状態にあるとも言えるわけでありまして、これが今回の改正法の定義の中で「当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加える」ことが、さまで重要でない変更を加えさすれば、ただちに同一顧客をひつぱり合

得るといふ状態は、やはり競争関係に立つといふことになるわけでありまして、

○首藤委員 第八條、第十五條に不当な事業能力の較差といふことが書かれておりますが、これもどうもわかつたようなわからぬような気がいたすのであります。たとえば較差といふのは同じ業者がたぐさんある。その中に一、二設備その他で非常に大きな違いがあるといふようなことをさすものであるか。あるいは他の面の較差をさすものであるか。その点をお伺いいたした

○横田(正)政府委員 不当な事業能力の較差につきましては、第二條の第五項に定義がございまして、「この法律において不当な事業能力の較差とは、事業者と競争者の事業能力の間に、著しい較差がある場合において、その事業者の優越した事業能力が、技術的理由により正当とされるものでなく、且つ、その較差が左の各号の一に掲げる事由により私的独占を行つたことができる程度であるものをいう。」一、二、三とございまして、要するにその事業者の事業能力が、その設備その他の関係におきましてきわめて大きいのでございまして、その結果他の競争者が圧倒せられてしまひまして、ただちに本法の第二條の第三項で定義してございする私的独占の状態に入り得る、そういうような形を備えて参りますと、それを不当な事業能力の較差と名づけておるのでございまして、これはただいま御説明になりました、ある事業者がきわめて規模が大きくてというお話であります。それならばある業種につきまして、その生産能力なり販賣能力

の何パーセントをその業者が占めておれば、そこで較差といふことになるかといふ点は、これは簡単に実はパーセンテージだけでも申し上げられないことでありまして、このパーセンテージが相當の大ききでなければならぬといふことだけは、申し上げられると思うのであります。なおこの較差が、その事業者のきわめて優秀なる点によりまして生じております場合は、ただいま読みましたように第五項の規定で、技術的理由によつて正当とされるものでありますれば、かりに相當なパーセンテージを占めておりましたも、それは不当なものではないのであります。その点はこの独占禁止法におきまして、きわめて優秀なる事業者は、かなりな規模を持つて事業を行ひ得るといふことを保障しておることになるかと存じます。

○首藤委員 今の較差の問題につきまして、パーセンテージでどの程度のパーセンテージを占めたならばこれに該当するかどうか。それがはつきりしませんが、たとえ非常に困難を來すのであります。が、たとえば同じ業者が二百ばかりある。その場合にその業者の中の三工場ないし四工場が、全量の七〇%以上を占めた場合には較差に該当するかどうか。この点ひとつ御意見を伺いたい。

○横田(正)政府委員 ただいまのお話のようなパーセンテージは、確かに一應問題になり得るパーセンテージであることだけは、申し上げられると思ふのであります。しかしこれも先ほどちよつと触れましたように、技術的理由によつて正当とされるかどうかとい

ような点が総合考慮せられて、不当な事業能力の較差になるかどうかといふことが決定するものと考えます。

○首藤委員 ところがこれも先ほどの経済九原則に關連いたしまして、最近政府の方では集中生産を極力奨励する。従つてそれがためにクーポン制をやる。いいところの製品、いわゆる需要素の選択にまかせて、いい製品をつくる。ところに集中生産をやらせるといふ方式をとつておるのであります。が、今の御説明において、この工場が技術が優秀であれば、これを適用しないといふことである。それでは、かりにこういう場合に、ある一つの工場が全体の七〇%ないし八〇%の集中を見た場合においても、なおかつ技術の優秀なるがゆゑにこれは排除されるものであるかどうか。この点ひとつお伺いいたしたい。

○横田(正)政府委員 第五項の「技術的理由により正当とされるものでなく」といふのが正当とされることになりまして、かりに相當なパーセンテージを占めても、独占禁止法上論議されるおそれはないと考えるのであります。

○小野瀬委員長 ただいまの問題について中村純一委員から関連質問がございまして、これを許します。

○中村(純)委員 実は私も先ほど首藤委員の御指摘になりました第二條の同一という言葉につきまして、非常に疑問を持つておつたのであります。ただいまの政府側の御答弁によりまして、これは大体において一定の取引分野においてという意味に御解釈のようでありまして、もしはたしてそうであるならば、本法の他の場所において

て一定の取引分野という言葉を使つており、その場所においてそれと違ふ同一という言葉を使つておられますと、解釈上どうしてもこの同一といふことは、物理的な同一性をさす意味にならざるを得ないと思ふのであります。もしさうなことでありますならば、この言葉はこれを一定の取引分野においてといふことに修正になる方が、適當ではないかと思ふのであります。いかがでありますか。

○横田(正)政府委員 ただいま仰せのごとく同一の取引分野と一定の取引分野といふことを入れましたも、趣旨は、何らかわつては存じます。

○小野瀬委員長 午前中の質疑はこの程度にいたしまして、午後はただいま本委員会に付託になつております價格調整公團法の一部を改正する法律案、並びに過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に關する法律案の提案理由の説明がございまして、この提案理由の説明を聴取いたしまして、そのあとで質疑を継続いたすことにいたします。ただいま申し上げたように、二つの法案の提案理由の説明がございまして、各委員におかれましてはぜひ御出席をいたされたと思ひます。

○多田委員 皆さんに御相談したいのですが、それは見返り資金の使途について、最近新聞紙上に具体的な安本の考え方というものが発表になつておるのであります。これは安本の考え方はたしてあの通りであるかどうか。それはわからないのであります。けれども、少くとも安本が見返り資金についての一つの計画を立てる場合には、本

委員会に一應の話をするということがなつておるはずなのであります。ところが安本からは何らこれに関する発言もございませんし、しかも新聞紙上には、どの会社にどの程度というように、具体的に金融のわくが発表されておるのであります。これは日本の産業にとつて非常に大きな問題でありますし、影響するところが非常に大きいと思ひますので、午後の委員会に安本長官並びに金融局長を呼びまして、この問題に対する質疑を行いたいと考えますので、見返り資金に関する件を議題に供するための動議を提出いたします。

○小野瀬委員長 多田委員の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野瀬委員長 御異議がないようでありますから、さよう決定いたします。

○森山委員 今日安本関係で二法案の提案理由の御説明があるわけでありますが、前回あるいは前々回の委員会から、安本長官の御出席をいへる／＼要望しておつたのでございます。本日拜見するところ、非常にお忙しい中を政務次官と物價廳の五部長さんたちがお見えのようでございますが、從來の長官の出席状況を見ますと、十四回の委員会においておらずか五回しか出席してないのではありません。そればかりではなく、これは新聞の悪口だと思ひます。東京新聞によりますと、二十七日の予算委員会は安本長官の説明を聞くこととしたが、青木長官は留守。事務當局者もいくら催促しても来ず流会になつた。それがききようも聞かれない。口の悪い連中によれば「役人どもは業

者との下打合せがまだ済んでないものだから委員会ではやべるわけにはいかぬと見える」のださうなという悪口が書いてあるのではありません。このあたの方は口舌がないジャーナリストの悪口といたしまして、七日の予算委員会に安本長官が留守であつた。予算委員会でさえそうでありますから、われわれ主務の委員会である経済安定委員会などには、なか／＼お出ましになれないほどお忙しいのだらうと思ひますが、十四回も開いておるのに五回も出席しない。しかも前々から出席を要望しておるにもかかわらず、御出席にならないといふことは、まことに遺憾にたえないのでございます。従ひまして、いかなる事情があるか知りませんが、午後の委員会にはぜひ長官の御出席をお願いしたいと思ひます。また長官の御出席がない場合は、法案の審議に入らないようにしていただきたいと思ひます。

○小野瀬委員長 了承いたしました。それでは午前はこれで休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後二時十二分開議

○小野瀬委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

○多田委員 見返り資金の運用について緊急質問をいたしたいと思ひます。去る二十八日の日本経済新聞に、米國対日見返資金の処分案といふことで、安本案として報道されたものがありまして、それによりますと非常は具体的に詳細に報道されておりますが、見返り資金の処分については、相当慎重に取扱わなければならないと思ひます。

なお当委員会としても、見返り資金の処分については非常に関心をもちまして、大体の処分案が内定した場合には、一應委員会の意向も聴取してほしいといふ申し入れをしてあるはずであります。ところが突然に新聞紙上にこのような報道がされ、その結果に財界にも大きな影響を與え、いろ／＼な問題の発生する危険もございすので、この処分案についての安本長官の考え方、このような案があつたのかどうか、あるいはまたどの程度の状態にあるか、あるいは見返り資金の処分についての根本的な方針が、どういふような形において定められたかといふような点について、長官から御説明願ひたいと思ひます。

○青木國務大臣 ただいまの御質問に對してお答え申し上げます。御承知の通り米國対日援助見返資金といふものは、大体千七百五十億といふことが明確になつておるのでありますが、これがあつたか世間では打出の小づちと申しますか、これから何でも出て来るのだといふふうに考えられて来たと思ひますが、私ももとしましては、これがどういふふうに使われるかといふことについて、いろ／＼考へて参りました。しかしながらこの問題をどう決定するかについては、安定本部がまず一應これについて研究してみようといふことは、われ／＼の仕事であるといふふうに考へて参りましたけれども、この間新聞紙に出ておりましたのは、私のまつたく関知しないところでありまして、従つて責任を持つものではございません。もちろんまたその内容についても私は全然承知をいたしておりません。そういう間にあつたものが出た

のであります。何しろ御承知の通り経済安定本部は各省にわたる各般の事項について、常に關係的なものについて研究いたしておりますので、すべてその關係事項については、各省の方々もおいでを願つて連絡をとつて仕事をいたしておる状態でございます。そういう關係から大体こんなことを考へたらどうか、こういう事柄について事務當局が心算をなつたものがどこかで出た、こういうことだと存じます。従ひまして今日私がここでこの問題について大綱的に申し上げますれば、結局経済安定本部といたしましては、この内容について一應何とか準備をしておく必要があるのではないかと、こういうふうな考え方から、それならばこの見返り資金といふものの運営方法についての考え方を、ひとつこんなものではないか、こんなふうな考へたらどうかといふ試案をつくつてみたのであります。その点につきまして事務當局から、現在までの経過並びにその考え方といふものの内容を申し上げます。それと存じます。その点どうぞさうに御了承を願ひたいと存じます。

○内田政府委員 新聞に出ておりました見返り資金の運用計画と申しますか、これにつきましても経緯はただいま大臣からお話がありました通りであります。なお今までも私も慎重に研究して参りましたので、これからさういふかえなない範圍で大臣のお許しを得まして、これは安定本部の事務當局の、今のところ試案にすぎませんが、お話を申し上げてみたいと思ひます。それに先だちまして、ただいま部数がありなかつたと思ひますが、見返り資金が今回予算上設けられることになりました

たについて、司令部の指令が四月一日に出ております。續いて四月十五日に、ジョセフ・ドッジ公使の今回の予算に関する声明が公にされておりますので、そのうちで見返り資金に関する部分を多少抜き書きをいたしたものを配りしておきましたので、皆さん十分御承知のことだらうと思ひますが、この指令ないし声明は見返り資金に關係があるので、まずこれを讀ましていただきます。

最初に司令部の覚書であります。第三項といたしまして、「日本政府が右資金を引出すに當つては最高司令官により許可された金額及び目的に限定されるものとする。」それから第四項であります。「日本政府が右資金を使用せんとする場合には個別且つ具体的な提案を總司令官に提出しなければならぬ。右提案においては日本政府は國內の通貨金融の安定を維持促進し、輸出を増進し及び經濟九原則に示されたその他の目的を遂行するための絶対的必要性を考慮することを要する。この目的のため右の提案においては國債、特に日本銀行及びその他の金融機關の保有する國債を効果的に償還することの必要を認識すると同時に、公私企業の正当な資金需要を調整することとを要する。政府の通常の歳入、國民の貯蓄乃至は現在の融資源から資金の得られる場合には原則として日本政府の本資金使用は認められないであらう。」それから第五項として「本資金の放出に關する總司令官の許可方針の重点は日本政府、日本銀行その他の金融機關によつて政府の予算若しくは通貨金融統制の分野において既に設定された諸目標が如何に達成されつゝあるかにかゝ

るものである。これはおもなるもので、特にこの資金の使途に関する事項だけをここに抜き書きをしました。

その次にドッジ公使の声明であります。これをみると、「この資金の使用は総司令官の管理下において厳重に監督せられ、日本の特殊事情を考慮し、他の諸國に対する米國の同種の援助資金に関する原則に依らしめるものである。その主要なる用途は國債の償還と経済再建に直接且つ迅速に貢献すべき資本的投資に向けられるものである。それは政治家の褊見袋ではない。見返資金の放出を考慮するに当つては本年度予算に見込まれた租税徴収目標は如何に達成されているか、政府の歳出は如何に管理されているか、経済九原則の諸目標は如何に実施されているかに重点がおかれるものである。」というように示されておる。この見返り資金の使用に關しましては、現在のところこれ以外のよるべきものは示されておりません。ただすでに御承知のように、政府がこの資金に關しましては、これは財政上の資金でありますから、米國対日援助見返資金特別会計法という特別会計法を、この國會に提出をしておるはずであります。その特別会計法は主として予算上の経理技術を書いたものではあります。私が今読み上げましたような指令の一部を、あの法律の中には織り込んであるだけでありまして、これも指令なり覚書の内容と同工異曲であります。従つてどう現実これを動かすかということについては、もつぱら今後の司令部の指示にまたなければならぬ、こういう性格のものでございます。ただこれが指令

なり覚書にありますように、いかに総司令官の嚴重な管理に置かれ、何に使つかうかというところは、一つ／＼個別的に総司令官の許可を得なければならぬものであるにいたしても、やはりこれは日本の財政の中の仕組みであり、日本政府が責任をもつてやらなければならぬ仕事の範疇に属すると私も思ひますので、今後この資金の運用に關しまして、どういふさしずが司令部側からあるかもしれませんが、一應われ／＼としてわれ／＼の考え方をもち、今後の司令部に接觸して参りたいという趣旨から今までいろいろ勉強をして参つて來ておるという段階でございます。ただいま読み上げましたところで明らかでありますように、第一に申し上げなければならぬことは、この金はもちろん一部分は公私企業に對して融資するものであります。が、むしろ主要な部分は、政府の國債買入れ償還というふうなことを通じて、通貨金融の調整の目的に使われる。言いかえると一つの大きな意味でのマーケット・オペレーションのフアンドのプールであるということであり、従つて一つの金融機關のようなものではない。いわんや今までありましたところの復興金融庫の貸出しの源泉というものではないのであります。今後一年間における日本の經濟界における通貨金融の状況に應じて、もし日本の經濟がインフレ状況に向う危険がありとすれば、この金は直接産業界には出ないで、むしろ國債の買入れ償還等を通じて金融の面にもどされて行く。あるいは欧州における見返り資金の例のように、この資金の使用というものが、米國側によつて許可せら

れないで、押込まれてしまふ。その反對に非常な予算の執行等にも關連して、デフレ状態が現れて來て、經濟がなか／＼うまく動かないというふうな場合には、おそらくはこのフアンドから産業界に向つて、直接この資金が勇敢に投入せられるというふうな、非常に断力性を持つところの仕組みになつてゐるということでもあります。その結果この資金につきましては、新聞に出てゐましたように、私もといたしましてはこの資金、すなわち予算に現れておるところの千七百五十億圓を引当にして、一年間にいわゆる企業別の資金計画というものは立てられないう性質のものであります。なぜならば、先ほど申しましたように、そういう計画を立ててみましたが、これは通貨金融の状況にかんづいて、不當融資が抑制せられあるいは促進される。しかも具体的に一つ／＼の問題として取上げられて來る。こういうかつこのものでありますから、昨年度やつて参りました復興金融庫の資金計画のように、安定本部で事業別の資金の割當をきめまして、その範圍で執行機關として復金のように各四半期ごとに貸出しを機械的に續けて行くわけに参らぬ。ことにこの資金はすでに千七百五十億圓の金が與えられてゐるものではないに、御承知のように一年を通じて、米國からの対日援助物資が國內で賣られて、その賣上げ金が逐次貿易資金特別会計から司令部の通報に基きまして、逐次見返資金特別会計に拂われて來るということ、司令部側のまつたの通報のみによつてきまつて來るものであつて、それがどのように

きまつて來るかということにつきましては、今ここで予定はできません。これは米國の対日援助の總額を基礎とした見通しにすぎない。こういうことではありますから、新聞に出ましたような意味における資金計画は立てようがありません。ただ私といたしましては、立てようはないけれども、司令部が一つ一つの案件をとらえて、この資金の放出を許可される場合に、日本政府としては經濟復興のために大体こういう種類の範圍から取上げてもらいたいという基礎になるものは、たとひ占領下に置かれておるわれ／＼といたしまして、政府を持つ以上はせひやつても、研究したいという基礎的な、準備的なものを研究しておるわけで、いわば算術的分母でありまして、そのうちどういふ分子が取上げられるかは知らないけれども、要するに分母の中の分子として觀念して行きたいということ、やつて参つておるわけであり

す。そこで先ほど大臣からお話がありましたように、一應この資金運用に關する基礎的な考え方というふうなものを、われ／＼限りとしてつくつてみたもので、多くは不明の状態にありまして、この指令ないし政令の範圍を出ないのであります。私どもとして考えなければならぬことは、まず第一に、この資金運用の一般方針というふうなもの、すなわち指令なり政令をさらに碎いたところの考え方というもので、次にはこの資金をどういふ企業の範圍に運営して参るか、また國債償還との關係をならんで行くかという、この資金運用の対象についての問題。第三番目といたしましては、どういふ形でこの資金を供給するか。たとえば企業に金を出す際におきましても、株式の引受けというふうなこともあり得るだらうし、あるいは融資という形で行くのか。あるいはそれが公企業である場合には、國債の引受けとか、地方債の引受けとかいうふうな形も考えられましようし、さらにまた、もしこの資金が一々國が直接取上げて貸し得ないうふうな中小の企業というふうなものを対象とする場合には、直接貸しをするか、あるいはたとえば興銀債とかあるいは農林中央金庫の債券とか、そういうものにこの資金から投資をして、そして具体的な個々の貸出しは、これらの金融機關をしてやらせるといふような道行が考えられるかどうか。こういう問題。それから第四番目といたしましては、運用の條件、すなわち金利とか期限とかあるいは担保とか、こういうふうなものに關する條件、この四つの問題について考えておられます。そこで最初の運営の方針につきましては、この指令なり政令なりを分析いたしまして、私どもが、あるいはこれは私どもだけでなしに、日本の政府各省あるいは公私の企業等がこの資金を對象として考える場合には、先ほど大臣からお話がありましたように、これは打出の小づちではないのだ。大体どういふ考え方で使われるべきだということ、を、いろいろ表現を用いて徹底させるようなことを作文として考えておられます。

第三番目の対象、どういふものに貸出すのかということが一番問題であり、ますが、まず第一には國債の買入れ償還ということになるわけでありまして、その國債の買入れ償還による通貨

金融の調整と関連して、残りのものを直接企業に出すということに、大きくわけるとなるわけですが、國債につきましては、一体いかなる國債を買い入れるか。それが持つてゐる國債を買い入れるか。すなわち日本銀行の保有している國債を買い入れるとするならば、この金は直接日本銀行に納まつてしまつて、もう一ぺん日本銀行から金融機關を通じて金を出さない限り市中金融のプラスにはならない。しかしインフレーションの傾向が認められる場合には、一般の金融機關の持つてゐる國債を買い上げるよりも、日本銀行の持つてゐる國債を買い上げることによつて、それだけ通貨の收縮方針を促進しなければならぬこともありましよう。

なおこれらの問題のほかに、現実の問題としていたしまして私どもが予想したてゝおりましては、復金債の償還の問題でありまして、御承知のように復金は本年度からは新しく貸出しはいたしません。が、昨年度までの貸出しのため千九百十億ばかりの復金債を現在出しておるのであります。この復金債はすべて一年以内に償還期限が来るのであります。どうしてこの復金債を返すかというところにつきまして、先般國會で成立いたしました予算の中におきまして、一つの仕組みがとられておる。御承知のように政府は一般會計から復金に三百億円の出資をする。復金は政府から出資としてもらった現金で復金債の一部を返そう。そのほかに復金は今まで貸しておつた金を回収いたしました。その回収金をもつて復金債の一部を現金で償還する。ところがそれだけでは足りないの、結局政府から復

金に六百二十五億円の交付公債を與へることが、予算の中に仕組まれておるのであります。復金はこの交付公債をどこかで金にかえて、その現金をもつて復金債を償還する。こういうことに相なることが予想されるのであります。その場合、復金を持つてゐる、復金が政府からもらった公債を結局見返り資金が買上げて、そして現金を復金に渡し、復金がその金をもつて金融機關の復金債を償還する。こういう筋書きになるのではないかと私は考えるのであります。そうすると、この六百二十五億円というふうなもの、優先的に見返り資金から使われるのではなからうか。これを数字的に申し上げますと、千七百五十億円の見返り資金のうち、予算にありますが、國有鉄道の建設改良費として百五十億円、通信事業の建設費として百二十億円、合計二百七十億円は、これらの特別會計の建設費として使うことが予算できめられておるので、あとに残る金は千四百八十億になるわけですが、この千四百八十億から、かりに私が考えますように、今の復金債見返りの公債とすれば、あとに残る金は八百五十五億くらいになります。この八百五十五億が今度はマーケット・オペレーションのための公債の買入れと、それから企業に対する貸出しということにかわるのじやなからうか。従つて先ほどから長々申しましたこの資金は、一年間の資金計画は成り立たないにしても、かりに必要であると考へれば、われわれがどういふ資金計画を立てても、おそらくはこの八百五十五億円以内のものでなければならぬ。そこで先般新聞

に出ましたというのは、おそらくそれに近い数字だつたろうと思ひますが、まず最初にこの八百五十五億の金が一時にできて、各産業、各企業に資金を供給するとすれば、その中にどういふものが入つて来るかという最初の大きな検討の資料として私どもがつくりましたものが、新聞に抜かれたものだらうと思ふのであります。その後さうな考え方が成り立つものでないことは、これはわかつておる。これを立体的にいろいろ組み立てていろいろな作業をいたしておりますが、この対象の問題としては、そういうことの問題が考えられなければならない問題であります。

企業の中でも、どういふ企業を取上げるかということも、現在復金債がなくなり、かつ一般の金融情勢が金詰まりの状態にある場合におきまして、いろいろな企業——これは私企業のみならず、國の企業にも、あるいは地方公共團體の企業等においても、みなこの金をねらつておるといふ状態にあるのであります。金のことはどういふ許されないので、何らかわれわれとしてこの金がマツチするところの範疇をつくらなければならぬだらうと考へて、いろいろの柱を考へておりました。が、今のところ、私どもが事務的に考へておる柱といたしましては、第一番目に結局日本経済復興のために絶対に重要な基幹産業に属する部門、たとえて申すや貿易のための船舶であるとか、あるいは鉄鋼の増産資金だとか、また一部の石炭についての設備資金というふうなものが、この基幹産業の中に入るのでなければならぬと思ひます。その次

はやはり食糧増産關係の資金というふうな柱を立てる必要があるのではなからうかと思ひます。これはおそらくは肥料であるとか、農林水産業というふうな産業に属するものが、ここに入つて来るのじやなからうかと思ひます。それから第三番目としては、輸出の増進のための産業、これは指令にも明らかになつております。それと関連して、國內資源の活用によつて輸入を顯著に節減することができような種目の産業、こういうものは積極的輸出と消極的輸出というところになるかも知れませんが、こういうものがおそらく三番目の柱として立ち得る事業じやなからうかと思ひます。それから今申しました三本の柱だけ立ててみまして、産業は相互に関連し合つておりまして、全体として均衡がとれないればならない。ことに関連産業部門というものもありますから、関連産業の特に重要なものは、今の三つの産業と一緒に考へて行かなければならぬと思ひます。勤労者の住宅というふうなものもやはりこの資金にマツチするものとして考へていひのじやなからうか。このほかに、これは非常にむづかしい点だと思ひますが、たとえば鉄道の電化でありますとか、あるいはその他の地方公共團體の事業のうち、特殊のものを取上げ得るかどうかということが問題になると思ひます。鉄道の電化にいたしましては、國の鉄道會計の予算としてはもうすでにきまつておる。先ほど申しました百五十億の、見返り資金が優先的に使われることがきまつておるので、鉄道がさらに電化のためにこういう金を使うとすれば、もう一度國會に國有鉄道特別會計の電化

のための予算補正が必要になつて来る。これは通信事業についても同じ問題が起る。また國有林野特別會計等が、國有林野の培養のためにこの資金を使うということが考えられるにしても、同じような補正予算の問題が起り得るのではないか。この辺に非常にむづかしさがあるのじやないかと思ひます。地方公共團體の特殊の計画にいたしましては、地方債の発行というものが、御承知のようにすでに確定せられてゐる。しかもその確定の趣旨は政府の財政の中における余裕、すなわち簡易保険、郵便年金、厚生保險等の積立金を見合ひにして、一應二百三十三億というものがきめられておる経緯から考えますと、そこにもむづかしさがあるものであります。資金の運用の対象として考へ得るものではなからうかと考へております。それから第三番目の資金運用の形態であります。私どもはこれは國が使う場合、あるいは地方公共團體が使う場合、國債の引受けとか地方債の引受けとかいうふうなことになるのであります。が、私企業が使ひます場合はおそらく株式の引受けという形は許されもしないし、適當でもないからう。始終株が上下するのでこの資金の出動等にも非常なむづかしさがある。財政資金としてさういふことに初めから向うことはむづかしいものではなからうか。結局融資という形が原則になつて参るのではなからうか。しかしその場合にも、さつきもちよつと触れましたように、中小の企業とかあるいは農林水産業等に対しては、直接融資ができないというふうなむづかしな場合もある。そういう場合には結局金融債の引受けというふうな道をも認

めてもらふべきじやなからうか。そう
いう方向でわれ／＼としては司令部に
対しても、積極的にそのようにして
らしたいと考えております。運用の條
件としては利子が問題ですが、今のと
ころ私どもの考えでは、利子は一般の
金利というものを標準にしながら、特
殊のものについては結局國債金利とい
うものが最低のところになるだろう。
言いかえると、一般金利から國債金利
の間くらいに定められるじやなから
うか。期限につきましては、これは今
まで復金の貸出しのように、一應三年
で返すとか五年で返すとかいうよう
にして、果してそのときに返せるか返
せないかわからないのに、先のことは先
のことだというようなことでは相なら
ぬのでございます。必要な場合には、
實際償還のできるところまで長く延ば
していいのじやなからうか。十年ある
いはそれ以上延ばしてもいいのじやな
からうかというような、私どもだけの
考え方を持っております。指令の中
には償還が確定でなければならぬとい
うことがありますが、償還を絶対確定
ならしめるといふ方法としては、定期
償還、割賦償還の両方を認める。担保
は、とり得るものは原則としてとる。
むろん初めから担保があるわけじやな
いので、この資金でできるものを担
保とするというようなことも考えられ
るのであります。とにかく担保はとる
のだというようにことに相なるだろう
と思ひます。

るかというところについては、これは終
局的には司令部の判断でござるのであ
りますが、國內としては、安定本部だ
けでできるべきじやないもので、先般來
産業官廳を初め各省とも協議會を二回
ほど開きまして、検討を重ねておりま
す。しかしこれもまたたく、私が先ほ
ど申すように分母になるだけであリま
して、その中から、たとえばどうい
うものを取上げるかといふことは、現在
まだ予想もできないのですが、ただ
最後に申し上げたいことは、指令にも
ありましたように、その金は、これを
出す業種がいかに重要であり必要であ
つても、結局政府の歳入で当然まかな
わなければならぬような性質を持つ
た資金はこの金を充てられない。言
いかえると、たとえば公共事業費とい
うものがある。道路であるとか河川であ
るとかをやらなければならぬ。しかも
國を復興するためにはぜひしなければ
ならぬというような必要な業種があり
まして、これらについては國の公共
事業費として一般の歳入をもつて支弁
すべき性質のものであつて、財政の規
模の中ですでに定められてゐる。そこ
で今回の見返り資金の問題がありまし
ても、公共事業費削減に対する復済要
求というような形を持つた資金に対し
ては、この場合の意味からも、おそら
くむずかしからうと思ふこと。それか
ら本來自資金をもつて資本形成をす
べきやうなもの、あるいは一般の金
融機關から当然貸し出さるべきもの、
あるいは借受けるべきもの、こういう
金融のわくに置くべきものについて
は、やはり指令によつてこの資金から
出せない。そういうような幅の制約が
あるわけでありまして、それらのこと

も十分考へて参つて、司令部に具体的
な申請を出す場合には、十分考慮して
参らなければならぬと思つておりま
す。現在までの段階は新聞にいろ／＼
出ましても、私が右申し上げた段階を
出ておりません。さう御了承願いま
す。

○多田委員 よく事情はわかりました
が、新聞にこのように具体的に報道さ
れますと、非常に大きな影響を與えま
すので、今後どういつたことのない
ように十分御考慮願ひたいと思ひま
す。

次にお伺ひしたいのは、千七百五十
億の見返り資金、これはその当時五億
三千万ドルを基本にして、千七百五十
億といふものの数字が出たのでありま
すけれども、最近の新聞の報道によ
りますと、アメリカの議會に四億九千
ドル余が提案されておるようござい
ますが、この見返り資金はガリオア、
イロアの四億九千万ドルを基本にし
て、五億三千万ドルは一應御破算にし
て、四億九千万ドルの範囲内において立
てられるものかどうか。この辺の見通
しについて御説明願ひましたら伺ひた
いのであります。

要な基幹産業にそれを支出するとい
うお話でございました。その中に船舶の
問題があつたわけでございます。現在
輸出品をバイヤーが買入れて、これ
が海外の消費者に渡るまでの間に、あ
るいは輸入物資を日本に運ぶまでの間
に、船が外國船によるために、船賃が
非常にかかるといふことが大きな問題
になつておるわけでございます。この
問題について私はつきり記憶に残つて
ないのですが、東京新聞か何かに、日本
において相当造船を許可して、われわ
れの、現在望んでおるような面にお
いて、造船を盛んにするとか何とかい
う記事があつたように記憶しております
が、これについてどうなつておるか、
お伺ひしておきたいのであります。と
申しますのは、私漏れ聞いたところに
よりますと、海運總局が何かからさう
いう案を持つて行きましたところ、安
本の幹事会なんかで相当セクシヨナ
リズム的な批判があつたことを、一部
の者から聞いたのでございます。それ
についてお伺ひしたいと思ひます。

○青木國務大臣 ただいまの御質問で
ございまして、もちろんわが國が海運
關係におきまして、船舶の建造につ
いてはできるだけ力をいたすといふこと
に相なつてゐることは、御承知の通り
であります。但しこれについての一定
の標準というのか、それを数字上明白に
申し上げるということは、極東委員會
等の關係がありまして、申し上げるこ
とができないのでございます。

進行をお知らせ願ひたいと思ひます。
○青木國務大臣 せつかくの御質問で
ございまして、今のところ船舶の建造
等については、ただいま申し上げた以
上のことを申し上げることができない
のでございます。さう御了承願ひ
たいと思ひます。

○高田(實)委員 ちよつと関連して御
質問いたします。先ほどの御説明の中
で、國家予算にきめられた範圍のもの
はその範圍でやるべきもので、その
追加という意味では用ゐられないとい
うわけですが、根本的な趣旨はさうい
うことになるかもしれません。しかし
實際問題としては、ああいうふうな大
きな別途會計ができたために、相當異
際國家再建のために必要な事業がで
きない關係になつてゐる。しかしどう
してもこれは相當教育の方面や災害復旧
の問題などについても必要なので、そ
ういふ意味合いを多少かえれば、いく
らでも目的に合致するようになるだろ
うと思ひます。そういう点を強力にや
はり推す必要があると思ひますが、そ
の点は當局の案の中にも入つてゐるの
でございまして。

○青木國務大臣 おつしやる通り、た
だわれ／＼がさういふふうな事務的に
作業をいたし研究をいたして参ります
と、原則的にさういふふうなものだと
いう把握をいたしておりますが、しか
しながらおつしやることも當然われわ
れは考へて、さういふものも入れて考
へることができるといふふうに解釈を
いたしております。

○森山委員 一つだけお伺ひしたいの
ですが、産業に資金を配当した場合
に、輸出増進ということがその大きな
根幹になるようございまして、その

中に観光事業は含まれるかどうか。
○青木國務大臣 観光事業とおつしやるのは、外國人なんか日本を見物に来るといふような意味の……。

○森山委員 そうでございます。たとえば日光とか別府とかのホテル施設その他に、こういう資金の配当を考へておられるかどうか。

○青木國務大臣 たいまのところで、バイヤののホテルといったようなものを考へておりますから、やはりそういうものも一般的な意味で言へば入るといふ解釈をいたしております。

○首藤委員 この見返り資金の貸出しはいつごろから実行されるものであります。仄聞するところによると、早くても七月以降ということをお承つておるものであります。もしさうに遅れるものでありますならば、その間におけるボケツトに対してどういふ対策をとられるかどうか。

もう一つは、かりに七月以降に出ましても、その金額は当初はわずかにやないかと考へるのであります。従つてそういう場合には、企業の方の貸出しを先にして、國債の償還はなるべくあとまわしにすることが必要であると考へるのであります。そういう操作ができるものであるかどうか。この二つの点をお伺ひしてみたいと思ひます。

○青木國務大臣 御質問の点は、この見返り勘定のみをわれわれ対象として、日本經濟の推進と申しますか、安定經濟の運営と申しますか、そういうことを考へてゐるのではありません。その中で、やはりこの当面しておりますいろいろな資金面の操作というふうな問題については、かねて発表しております。ポードというふうな

ものから考へられますし、また政府資金が稅收等によつて一方から入つて来れば、他方においてこれをただちにまた資金面に流用することが出来る。あるいは政府の支拂ひに充てるとかいうようなことも、政府支拂ひを敏速にやつて行くというふうなこともつて、それらの資金面への運営ないしは活動を絶えずやつて行きたいというふうな考へております。

○首藤委員 今の質問の一つはわかりましたが、公債の買入れをあとまわしにするという操作はできるものであるかどうか。この点をひとつお伺ひしたい。

○内田政府委員 先ほどお尋ねのいつからこの金が動くかということにつきましても、先ほどちよつと触れたのであります。司令部側からの対日援助の金額は、一年間の予算はアメリカとしてはあるわけでありまして、具体的に援助資金によつて買ひつけられた物資が日本側に輸出されて、それが國內で拂ひ下げられて円が入るわけでありまして、これはまだはつきりしないのであります。先方の話ではある期間にとにまゝとて、アメリカの援助額を日本側に通報する。これは十日になるか一月になるかわかりませんが、とにかく通報する。これはドルの金額であります。その通報に基いて、今度は日本側は先般きまつた三百六十円の爲替レートをかけて、それを見返り資金に組んで行くわけでありまして、現在のところまだ第一回の通報を受けておりません。従つて金は一文ももらつておられぬわけでありまして、それで私どもはただいま御指摘のような不安がありまして、はたしてこの金はいつごろから動

き出すか、第一回の通報はいつ来るかということとは非常な関心を持つております。第一、四半期もおひきつゞき過ぎておりますので、今お尋ねのように七月にならなければこの金は動かぬだろうという御心配になるかも知れませんが、必ずしもそうではないのであります。もつと早く向うの通報が来て、第一、四半期の終りごろからは動くのではなからうかというのを期待いたしております。それまでの間現実に今まで継続的にやつておる事業で、ぜひ必要な困つておるものにつぎましては、日本銀行とも相談いたしまして司令部とも話合ひのであります。見返り資金が絶対つきそうなるものなるべく選びまして、一時日銀から市中金融機關を通じて、いわゆるつなぎ資金を出すという話合ひを目下つけつてあります。その一部は日本銀行を通じて出しておるのではないと思ひます。それから金が詰まつておるから、國債の償還をあとまわしにして、直接貸出しを先にできぬかというお話でありまして、これは金が詰まつておるからというこゝでこの資金が動くのではなくして、日本全体として通貨の発行量はど

うなつておるか、インフレーションの傾向に向つておるか、デフレーションの傾向に向つておるかというこゝによつて、どつちを先にするかということが、アメリカ側によつてきめられることと思ひます。私どもも何も通貨を減らしてデフレの傾向になるのはいやだとは決して思つておりません。ので、いわゆるデイスインフレの範疇内において、できるだけお説のような方向に向つて司令部に交渉をしたいと考へております。

○首藤委員 この点は見返り資金とちよつとはずれておりますけれども、先般長官に御質問申し上げました場合に、長官から明確な御回答があつたのであります。その後一般の經濟界に非常に強くうわさされておりますので、もう一度この問題をお尋ねしてみたいと思ひます。それは通貨の措置であります。先般長官から断じて通貨の措置はしないといはつきりした御回答を得たのであります。少くともインフレ過程におきましては通貨の措置はない。やろうとしてもやれないといふのは常識でありますけれども、たびたび財界が安定いたしましたならば、次に来るべきものは当然通貨の措置でなければならぬ。ことに爲替一本レートを設定され、國際經濟に日本經濟を直結しようという点に思ひをいたしますと、一層通貨の措置といふものが不可避な問題になると思はれるのであります。同時に最近民間の各經濟研究所の方面におきましても、全國的に近く通貨措置は免れないといふことを盛んに宣傳されておりますから、一般民間におきましては、この問題につきまして日に不安の度を濃厚にしつゝあるものであります。従つてもし長官が先般御回答になつたように、断じてやらないという御決意と御自信を持つておるならば、この際國民があまり安心するやうに、断じてやらないといふ理由とその根拠をお示しになつて、徹底するやうな方法をとることが、私は現在の情勢から見まして最も必要ではないかと考へる二人であります。これに対してどういふお考へを持つておるか、もう一度お伺ひしてみたいと思ひます。

○青木國務大臣 再度のお尋ねでございますが、おつしやるやうに通貨の処理あるいは措置と申しますか、処理はどういうことをお考への上で通貨処理とおつしやるお考へかというお言葉の意味が、よく私にもお込みませせんが、私がこゝではつきり申し上げたいことは、御承知のように最近單一爲替レートを設定されまして、三百六十円という一つの爲替基準というものが定められました。このことがただちに通貨処理の前提であるといふやうな御解釈のやうに思ふのであります。私どもも考へとしては、これを何か平價の切下げといふやうな意味に考へて、この前も申しましたやうに百円を十円にするとかあるいは百円を一円にするとかいふやうな意味で、もしこれを別な解釈をすれば、金円といふたやうなものでこれを計算して、その單位をきめるというやうな考へ方でありまして、さういふことは断じてないといふやうに私は考へるものであります。なぜならば現在われわれは日本經濟が安定するといふことを目指しておるやうにして、インフレを収束せしめ、通貨の膨張というやうなことは防いで行く、こういうことのために予算の實質的均衡といふことをいたしておるのであります。さらにわが國の經濟力を國際經濟に直結せしめる意味で、貿易の振興といふことをもつぱらはかつていふやうなものを金円を基礎として考へてみたところでそれがどういふことにならるか。結局通貨の数量といふか、この日本國民經濟に流通する絶対量といふか、そういうものが減るといふだけであつて、そういうことをやることによ

つてわが國の經濟がどういふふうにな
るかというのを考えてみますれば、
さういふことをやるべき理由もさうな
いと思ひますし、ことにかりにさう
いうことを一應考えてみて、それなら
ば現在問題になつてゐる対日援助見返
資金というふうなものをどうするかと
いうことを考へても、これは要するに
私どもの考えをもつてすれば、千七百
五十億といふものは日本經濟の安定資
金である。すなわち安定經濟への目標
を定めて、そのためにいふば安全弁と
してこれを用ゐるといふように考へて
おりますので、結局は日本經濟が安定
する。安定するといふことは、同時に
爲替の維持といふことに沿つて行くも
のであるといふふうに考へて参ります
れば、ことさらに今日特に通貨の切下
げといふような通貨措置を考へる必要
はない。また別な意味で言葉をかえて
申せば、今回の總合予算の完全均衡の
原則なり、あるいは爲替レートの設定
そのものが實は通貨措置自体である。

いふは通貨上におけるどうか、日本
經濟における無血革命的な、あるいは
民主革命を遂行せんとするものであつ
て、これ以外に別の方法による通貨措
置はあり得ないといふふうにも考へて
おるものであります。特に強くベ
トネンしたいたいののは、通貨措置は
一切考へるべきではない。少くとも政府に
おいてそんな考へは毛頭ないといふこ
とを、この際はつきり申し上げる次第
であります。

○首腦委員 非常に明快な御回答を得
たのでありますけれども、ただいま申
し上げましたごとく、民間ではかなり
強くこれが想像されておるのでありま
して、一部ではすでに金融措置の作業
が開始されておる。すでにその方法と
して具体的な問題も実は想像されてお
るのであります。今長官の御回答を聞
きますと、さういふことは全部一場の
デマであるといふことにはなりません
けれども、何といつても經濟界が安定
する、インフレが収束されるというこ
とになりますと、一應平價の切下げ、
あるいは預金の凍結等々の措置が講ぜ
られるものであるといふのが、一般経
済人の常識となつておるのであります。
従つて今御回答のように断じてや
らないといふ御決意でありますれば、
現在各方面に強ううわさされておるま
すこれらのデマを一掃する、何らかの
措置が必要であらうと私は考へるので
あります。それらについてその徹底
するような措置をとられる御意思あり
やいなや。この点をお聞きしてみた
い。

だいまのところ別にさういふことに
ついて、特に國民の皆様にさういふこと
を申し上げようといふ考へは私は持つ
ておりません。

○小野瀬委員長 それではこれより内
閣提出第一八九号、價格調整公團法の
一部を改正する法律案、内閣提出第一
九〇号、過度經濟力集中排除法第二十
六條の規定による持株会社整理委員
会の職權等の公正取引委員会への移管に
關する法律案を一括議題とし、政府当
局より提案理由の説明を聴取いたしま
す。青木國務大臣。

價格調整公團法の一部を改正す
る法律案

價格調整公團法の一部を改正
する法律

價格調整公團法（昭和二十二年法
律第六十二号）の一部を次のように
改正する。

第二十條第五項中「当該官吏」を
「物價廳長官の定める價格調整公團
の役員若しくは職員」に改め、同條
第六項中「当該官吏」の下に「又は價
格調整公團の役員若しくは職員」を
加える。

第二十二條の次に次の一條を加え
る。

第二十二條の二 物價廳長官は、價
格等の適正な調整を図るため必要
があるとき認めるときは、その必
要の限度内において、業者に対
し、当該給付の目的である物資の
價格等の一部を價格調整公團に支
拂うことを命ずることができる。

價格調整公團は、物價廳長官の
定めるところにより、業者に対
し、当該給付の目的である物資の

價格等を補うため資金を交付しな
ければならない。

第二十五條中第二十三條第一項を
第二十二條の二第二項、第二十
三條第一項に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

過度經濟力集中排除法第二十六
條の規定による持株会社整理委
員会の職權等の公正取引委員会
への移管に關する法律案

過度經濟力集中排除法第二十
六條の規定による持株会社整理
委員會の職權等の公正取引
委員會への移管に關する法律

（職權の移管）

第一條 過度經濟力集中排除法（昭
和二十二年法律第二百七号）の規
定による持株会社整理委員會の職
權は、この法律施行の日から六月
以内に公布されるべき政令で定め
る日において、公正取引委員会に
移管する。この場合において、同
日以後は、同法の持株会社整理委
員会の職權に關する規定中、持株
会社整理委員會とあるのは、公正
取引委員会とする。

（記録の引継）

第二條 持株会社整理委員會は、過
度經濟力集中排除法の規定により
作成し、又は集めた記録で同委員
会が保有するものを、前條に規定
する政令で定める日において、公
正取引委員会に引き継がなければ
ならない。

（職員の見解）

第三條 第一條の規定により移管さ
れる職權及び前條の規定により移
管される記録を処理するため、公
正取引委員会に必要な職員を置
く。この職員は、必要且つ可能な
限度において、まず持株会社整理
委員會の職員のうちから任命する
ものとする。

前項の規定は、國家公務員法（昭
和二十二年法律第二十号）の規
定の適用を妨げるものでない。

（実施規定）

第四條 この法律に關する施行手続
その他その執行について必要な事
項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 附則第三項の規定は、前項の規
定にかかわらず、第一條に規定す
る政令で定める日から施行する。

但し持株会社整理委員會令（昭和
二十一年勅令第二百三十三号）第
二十三條の改正規定は、昭和二十
四年年度から適用する。

3 持株会社整理委員會令の一部を
次のように改める。

第一條第一項中「分散スルコト
並ニ民主的ニシテ健全ナル國民經
濟再建ノ基礎ヲ作ル爲メ過度經濟力
集中排除法ノ定ムル所ニ依リ過度
經濟力ノ集中ヲ排除スルコトヲ
目的トス」を「分散シ以テ民主的ニ
シテ健全ナル國民經濟再建ノ基礎
ヲ作ル爲メ過度經濟力ノ集中ヲ排
除スルコトヲ目的トス」に改め
る。

第九條第一項第十一号及び第十
二号を次のように改める。

十一 削除

十二 削除

第二十一條第一項中「指定者及過度経済力集中排除法第七條第二項第五号ノ規定ニ基キ整理委員会ニ財産ヲ譲渡シタル者」及指定者に、同條第二項中「及過度経済力集中排除法第七條第二項第五号ノ規定ニ基キ整理委員会ノ譲受ケタル財産ヨリ生ジタル収益並ニ」を「ヨリ生ジタル収益及」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除

第三十五條中「第二十三條第二項ノ規定ニ違反シ、当該書類ヲ提出セズ若ハ虚偽ノ記載ヲナシタル書類ヲ提出シタルトキ又ハ」を削り、「若ハ虚偽ノ報告」を「又ハ虚偽ノ報告」に改める。

第三十七條中「若ハ不正ノ登記ヲナシタルトキ又ハ第二十三條第五項ノ書類ヲ備置カザルトキ」を「又ハ不正ノ登記ヲナシタルトキ」に改める。

4 附則第三項の規定施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○青木國務大臣 ただいま上程されました價格調整公團法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

價格調整公團は、昭和二十二年六月設立以來本日まで経済安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計画に基づき、物價廳長官のなす指導及び監督に従いまして、價格等の適正な調整に関する業務を行い、見るべき成果をおげ

て参つたのでありますが、この間の経験にかんがみまして、價格調整公團が業務を一層円滑確實に行うとともに、これを簡素強力に遂行できるようにするため、次の二点について現在の價格調整公團法の一部を改正する必要が痛感されるに至りました。

その第一は、價格調整公團は價格等の調整をするため、(一)資金の受入れまたは交付、(二)物資の買取り及び賣りもどしをすることができるよう定められておりまして、従来はこの二方法のうち、主として買取り、賣りもどしの方法を用いておりました。しかし將來價格調整公團の業務を簡素合理的なものにするには、この買取り、賣りもどしの方法によることをやめ、資金の受入れ、交付の方法に轉換することが、諸般の事情にかんがみましてぜひとも必要であると考えられるのであります。その際法的な強制力がなければ、円滑にこの價格調整方式を運用して行くことは困難でありますので、價格調整公團法を改正して、物價廳長官が關係の業者に、價格調整に充てられる資金を公團に納付するよう命ずることができるようとする必要があるものであります。

その第二は、價格調整公團は他の配給公團の場合と違ひまして、その價格調整の対象となる物資を直接占有することなく、單に帳簿上で処理する権限しか認められておらないのであります。が、價格調整公團が業務を正確かつ能率的に遂行するには、關係業者の提出する書類の正確性を实地においてつぶさに検証し、いやくも不正確な数字や誤つた数字に基いて價格調整を行うことのないよう、万全を期す

必要があるものであります。このための手段として、價格調整公團法には價格調整公團の当該官吏に、いわゆる臨検検査権を認める規定が設けられておるのでありますが、實際におきまして今日まで價格調整公團に当該官吏が置かれたことはなく、この規定はまつたくの空文に終つておるのであります。つきましては、價格調整公團の役員または職員に、制限的のしるいいわゆる臨検検査権を與える必要があるものでありまして、またこの改正は從來のいわゆる形式的官吏とその他の政府職員との差別をなくする点におきまして、國家公務員法の精神から見ましても適當なものと思われるのであります。

以上をもちまして價格調整公團法の一部を改正する法律案の説明を終ります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださることを切望いたします。

引續きまして、ただいま上程されました過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

現行の過度経済力集中排除法第二十六條の規定によりますれば、過度経済力の集中排除に関する持株会社整理委員会の職權及び記録並びにこれがために必要な職員は、本年六月三十日までに別に法律を制定して、これを公正取引委員会に移すものとする旨が定められております。従いましてこの規定により、本年六月三十日までに右の移管に関する法律を制定する必要があるわけでありまして、ただいま議題になつております法案は、この要請にこたえようとするものであります。

本法案の内容につきまして若干御説明いたしますと、第一條は職權の移管、第二條は記録の引継、第三條は職員の処置について規定し、第四條におきまして、これらの施行について必要な事項は政令で定める旨を規定しております。これらの移管の日につきましては、現在なおはっきり見通されない事情もありますので、集中排除の実施状況と見合せて、この法律施行後六箇月以内に公布される政令でこれを定めることになつております。次に持株会社整理委員会令の規定の中には、過度経済力集中排除法に基く職權に関する規定がありますが、右の移管に伴いましてこれらの規定を改める必要がありまして、附則第二項以下におきまして、持株会社整理委員会令の一部を改正する規定を定めることになつております。

以上の説明でおわかりのことと思いますが、この法案は別に新たに權限をつけ加えるものではなく、單に既存の法律に基いて、すでに定められた權限を、一の機關から他の機關に移管するだけのものであります。またこの法案によつて集中排除の方針、方法等に変更を加えるものでもありません。何とぞ御審議の上、可決あらんことを望みます。

なおこの機会におきまして、集中排除法の実施状況につき御説明申し上げます。集中排除の実施は、いろいろな事情により当初の予定されたところより遅れて参つておりますが、昨年九月總司令部から集中排除法の運用に関する四原則が示されて以來、漸次進捗を見つたところであります。御承知のように昨年二月に、三百二十五の会社が経済力集

中として指定されましたが、今日までその指定を解除されたものは二百七十八社であります。従つて四十七社が残存したわけでありますが、四十七社のうち十三社は、企業の分割を要しないで持株の開放等、輕微な措置で済むものであります。企業は分割を要するものは三十四社になるわけでありまして、三十四社のうち六社については、すでに再編成についての決定指令が通達され、三社については指令案が通達されておりますので、未措置の数は二十五社となるのであります。この二十五社の大部分は企業の分割について相當の困難を持つておる事情もありませんから、決定指令が発せられ、この指令に基いて具体的に整備計画の確定する期日を見通すことは困難な状態にありますが、遅くともこれから大體六箇月以内には、すべての会社についての措置が決定せられるものと思われまします。政府としてもすみやかに集中排除の実施が完了するよう、努力をいたしておる次第であります。

○小野瀬委員長 これより價格調整公團法の一部を改正する法律案、過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職權等の公正取引委員会への移管に関する法律案について一括質疑を許します。森山欽司君。

○森山委員 價格調整公團についてお伺いしたいのでありますが、公團の取扱ひ物資につきまして、一部にこの公團統制をはずしてくれろという希望があるものであります。特に石材につきましては、切石部面についてはその公團統制をはずすことについて、業界はもちろん要望しておりますし、また一般

の法律の特徴で、おもしろい運用も

ではないかと存するのであります。なおこの一から六までのほかに、七号におきましては、將來公正取引委員会が諸般の事情を見ましてから、どうもこの方法が独占禁止法の精神にかんがみておもしろくないということになりまると、公聴会を開きました上、新たに公正な競争方法としていろいろなものを指定する一種の立法権を、この法律によつて與えられることになつておることをつけ加えて申し述べておきます。

○首藤委員 たいだいまも御答弁の中にありましたが、独占禁止法の條文は、どうもほかの法文と違つて明確を欠く点が非常に多いのであります。明確を欠くことにかへつておもしろみがあるというようなお話がありましたけれども、一般の國民は事業を遂行いたしました上において、この法文が非常に重要な關係を持つ機会が多いのであります。しかもその場合に法文を見ましてもどうもはつきりしないということから、非常にこの問題について臆病になつて来る。進んで当局の方に参つて質問をいたしましても、先ほどのような御回答で明確な返事ができないというやうなことから非常に臆病になつて、かへつてこれがためにやれるものがやれないというやうな觀念であきらめる。しかもそれが産業の面においていろいろの影響をもたらして来るという点が、非常に多いと思つてはあります。従つてこの点につきましてももう少し明確に、わざ／＼尋ねに行かなくとも法文を見ただけで一應は納得の行くやうな方法にかへていただきたいと思つておるが、それができるものかできないものか。ひとつお伺い

したい。

もう一つは先ほど來から合併会社の資本金の引上げその他について、いろいろ御質問申し上げたのであります。が、この二、三年前から独禁法あるいは事業者団体法あるいは集中排除法と、一貫して次から次へとかやうな法律ができたのであります。これがあるがゆえに少くともわれ／＼の考えによりますと、日本の經濟の復興を最低二箇年くらい遅らしておはせんか。これがなければもつと迅速に復興しておるものが、かやうな法律をつくつたために非常に復興の支障になつておるといふやうに考えられるのであります。一日も早くこれが廃止あるいは徹底して緩和されるというのを希望しておるのであります。今回の改正も御当局の氣持はなるべく現実の狀態に即したといふことを目的として、改正されたらしいのでありますけれども、われわれの眼から見ますとまだ緩慢すぎる。もつと進んであらゆる障害を排除する必要ありというふうに考えられるのであります。今後この問題につきましても格段の御関心をもちて、業者の經濟復興の面において少くともこゝういふことが支障になつておる。従つてその支障をとつてやるといふことに特に御関心をもちて、なるべく早目に二層の改正を希望してやまぬ次第であります。これは私の希望でありますけれども、特にお願ひしておきたいと思つてあります。

○志田委員 先日來獨禁法の改正案につきましてもいろいろ質疑がございまして、大体私の質疑したいこともその中に包含されておるので、各委員からされました質疑の点につきましても省

略いたしますが、たしかに今回の獨禁法改正にあたりまして、この改正がひとり政府のみならず民間におきましても、非常な要望を持つておる事實にかんがみまして、三、四の点についてお尋ね申し上げたいと思つておる。それはこの獨禁法が御承知の通り外資の導入あるいは貿易の促進ないしは証券の消化、この三つの問題が、これを改正する要因になつておると思つておられますけれども、もちろん日本の現下の經濟自立のためには、民間外資の導入が不可欠な要因であると思つておられます。日本の國內会社の株式の取得にあたりまして、現行の第六條その制限が非常に嚴重過ぎる。こゝういふ点からこのたびこれが緩和をなされるものと思つておられます。それが、それにつきましても政府当局は民間外資の導入額をどの程度に御算定になつておるかについて、まず御質問申し上げます。

○中山(喜)政府委員 たいだいまの御質問は、外資導入の額をおおよそどれくらいと政府は予想しておるかという御質問でございますが、これは私といたしましてはお答えいたしません立場にありません。またその資料も持ち合せないといふことをここに率直に申し上げます。

○志田委員 民間外資の導入額の想定が、今日の場合政府委員はなし得ない、またその資料も御持参ならないといふお話でございますが、いやしくもこのたびの改正法規におきましては、証券の消化、外資の導入、貿易の促進の問題が一番問題になるのであります。私たちの立場からいいたしますれば、この点を想定することがかなり

重要だと思つておるのであります。もし資料がないようでございますら、今後十分御勉強いただきたいと思つておられます。

それから証券の消化の問題でありますけれども、今日までの委員会の経過を見ておきますと、証券の消化にはあまり各委員ともお触れになつておらないやうであります。再建整備關係の会社が、増資新設の發行株をすみやかに消化することは、日本の經濟復興のためにきわめて重要であることは申し上げるまでもないのであります。その意味におきまして、現行の第十條で、株式保有が原則的に禁止されていたものが緩和され、競争の立場になつたものが会社持株を認められるといふことになつたと存じておるのであります。ところが、たとえば金融業の關係で、無盡とか保險業におきまして、各会社相互間において株式を取得する場合は、さしつかえないものであるかどうかをお尋ね申し上げます。

○横田(正)政府委員 その点は現行法の十一條も、今度の改正後の十一條もほとんどかわりはないのでございまして、結局第十一條の一項におきまして、金融業を営む会社が同種の競争關係にある他の金融会社の株を持つことは絶対に禁ぜられております。異種の金融業の株式を持つこと並びに一般の事業会社の株を持つことは、第二項をもちまして百分の五まではよろしいことになつておるわけでございまして、この点はけさほどは百分の五があまりに低きに失するのではないかと、御質問をいただいたのでございしますが、けさほど申しましたやうな考えからいたしまして、一應今回は現行

法に手を触れないといふことにいたした次第でございます。

○志田委員 たいだいまの御説明によりますと、このたびの改正法規は証券の民主化ないしは經濟の民主化のため、これらの会社法的な予防規定を緩和したものとして解するといふふうには解したのであります。が、それでないのであります。どうでないのであります。

○横田(正)政府委員 全般的に見まして株式保有に關しましては、非常な緩和になつておると存じますが、殘念ながらたいだいまお尋ねの点につきましては現行のままといふことになつております。この点はけさほど申しましたが、なお金融業全体の問題といたしまして、將來また考える機会もあるかと思ひますが、今回はこの程度にとどめた次第であります。

○志田委員 民間外資の導入についてまだ正確な御推定もないやうであります。が、外國資本がたとえば間接投資、間接のインヴェストの形で入つて参りますと、どうしても証券会社を通じて日本会社の株式を取得するか、あるいは日本の公社債等の發行に應募する形式をとつて来るものとわれ／＼は推定いたしております。そういう場合に割安な國內株が外國の投機者によつて買ひ占められるやうな危險があつた場合におきましては、政府はこの改正獨禁法によつて処置できるものと、お考えになつておられますか。どうであります。その点について明確にお答え願へばありがたいと存じます。

○横田(正)政府委員 十一條によりまして、御承知のやうに証券業を営む会社が業務として株式を取得いたしました場合には、先ほど申しました百分の

五の制限がないわけでございますから、たとえは外國の会社が証券会社を人形に使用して、その会社によつて株式を保有し、かつその株を實質的に支配して、日本の産業を支配するといふようなことになりますれば、結局形は適法の形をとりましても、独占禁止法の第十七條の「何らの名義を以てするかを問はず、第九條から前條までの規定による禁止又は制限を免れる行為をしてはならない。」これにかかることになりまして、外國会社といへども独占禁止法の対象になるものと考えられます。

○志田委員 今のお話は全株を取得する場合のみ認可制度を規定しておるのが今までの現行法なのであります。が、会社の株の一部を持つというような場合にも、やはりこの百分の五の制限をつけるのでございますか。

○横田(正)政府委員 さうであります。

○志田委員 もう一つお尋ね申し上げますのは、昨日他の委員からちよつと触れておたうでありますけれども、私はもう少し詳しく御回答を願ひたいことがあるのであります。それは本法と事業者団体法との関連性についての質疑でございますが、昨日日本委員会におきましての御回答は不十分であると思ひますので、あらためて御質問申し上げます。

日本の経済再建の基本をなすものは、もちろん各界における中小工業の発達にまつべきものであることは論をまたないものであります。その中におきましてもこの中小工業の中核をなすべきものは、生産加工企業であるといふことも同様でございます。言いかえ

ますれば、農村、漁村の原始的の生産財、たとえて言いますならば、農畜産物、林産物、水産物、鉱産物等の加工を業とするものを今後高度の発達せしめることが、すなわち日本の経済再建の基本要綱だと信じておるのであります。特に私が選出された東北地方におきましては、今後これを有力にかつ強く固に推進しなければならぬと確信いたしておるのであります。これらの生産加工企業を協同組合のみに限ることとはもとより不合理でありまして、会社事業者の方が適当なものでございますし、あるいは協同組合の適当なものもあるかと存じますが、会社企業としても資本家のみの会社ではございませんで、生産民を加えた会社もやはり存続してよいわけでございまして、現に郷土会社というものは日本においても相当の資本金をもちまして、二、三存続いたしておるのであります。そうした場合には生産者と加工技術を有する従業員との共同会社が生れておる今日の現状から推しまして、これを高度に発達せしめることがよいということになりましたならば、事業者団体法というものは私的独占の禁止及び統制の排除を目的とするものと了解しておりますが、實際的には事業者団体法は私的独占にわたらざるまたは公正なる競争を阻害するおそれのないもの、たとえば民主的の性格を持つておる共同形態の会社団体に対しまして、今日の事業者団体法は大きな行き過ぎがあるように私たちは考へておるのであります。

○横田(正)政府委員 たいいお話の内容を承りたいと存じておるのであります。

○横田(正)政府委員 たいいお話の内容を承りたいと存じておるのであります。

○横田(正)政府委員 たいいお話の内容を承りたいと存じておるのであります。

○横田(正)政府委員 たいいお話の内容を承りたいと存じておるのであります。

○横田(正)政府委員 たいいお話の内容を承りたいと存じておるのであります。

○横田(正)政府委員 たいいお話の内容を承りたいと存じておるのであります。

○横田(正)政府委員 たいいお話の内容を承りたいと存じておるのであります。

○横田(正)政府委員 たいいお話の内容を承りたいと存じておるのであります。

○横田(正)政府委員 たいいお話の内容を承りたいと存じておるのであります。

○志田委員 けさほど森山委員から小運送に対する御質問があつたのに対して、政府委員から御答弁がありました。が、私はその補足的な質問を最後にしたいと思ふのであります。政府委員から小運送の複数制の問題につきまして、運輸省に設置を見ております小運送店審議会と十分密接な連絡をとつて、万遺憾なきを期してというお話でありましたが、特にその中で重要な制限をつけたいというところ、御発言のようでございます。ところがわれわれの承知いたしております程度におきましては、この運輸省に於ける審議会におきましては、すでに重要な條件が付されておると思つておるのであります。すなわち五十万トン以上の集配貨物を擁する駅を中心とする都市を第一次といたしまして、すでに五月十一日をもつてその審議を打ち切りまして、その中に小運送の複数を希望する店舗を出すものを認めようという制限をつけております。さらに第二次には三十万トンと規制しております。ことに第三次には十萬トンといふに、全國の六大都市から小都市、小都市から各町村へという行き方を現在やうとしておるのであります。従いましてこの複数制の認可の問題は、かなり大きな制限がついておるのであります。御承知の通り從來小運送店は、戦時中の行政的な要請がかなりあつたからでありまして、戦時中合同したもののが今日分離を希望しておる実情なのであります。その條件におきま

ても、トラック三十台以上持つておるものといふようなことを、不文律に規制されておるやうに聞いておるのであります。が、政府委員と安本當局と運輸省の審議会との間に、はたして有効密切なる御連絡があつたかどうか。さらにお尋ね申し上げたいと思ひます。

○横田(正)政府委員 私の先ほどのお答が正確を欠きましたためか、たゞいまの御質問の中に多少誤解もあるやうに存じます。審議会と公正取引委員会とは、実は直接の關係は何らございせんので、結局そういう法制をつくるにつかまして、われわれの方と關係行政官廳といふ／＼な折衝があつたことは、先ほど申し上げたのであります。なお審議会において決定せられたことが、はたして独占禁止法の精神に反するかどうかという点につきましては、十分研究をいたすつもりでございます。御承知の通り、たゞいま小運送關係の日通につきましては、集中排除の關係もございまして、こちらの關係がなお未定の様子でもございまして、その他今後の諸般の事情を考えまして、われわれの役所の権限の範囲内におきまして、できる限り公正、自由な競争が行われまうやうに、万全の処置をいたしたいと存じております。あるいはわれわれの活動に対していろいろな御批判もあるかと存じますが、今後大いに研究いたしまして、十分御期待に沿ひたいと考えております。

○志田委員 たいいお話によりまして大體了承をいたしました。が、この問題につきましては、運輸當局の反省を要求しなければならぬやうな事態も、すでに起きておると思ふのであります。すなわち今日日本通運が集中排

○志田委員 けさほど森山委員から小運送に対する御質問があつたのに対して、政府委員から御答弁がありました。が、私はその補足的な質問を最後にしたいと思ふのであります。政府委員から小運送の複数制の問題につきまして、運輸省に設置を見ております小運送店審議会と十分密接な連絡をとつて、万遺憾なきを期してというお話でありましたが、特にその中で重要な制限をつけたいというところ、御発言のようでございます。ところがわれわれの承知いたしております程度におきましては、この運輸省に於ける審議会におきましては、すでに重要な條件が付されておると思つておるのであります。すなわち五十万トン以上の集配貨物を擁する駅を中心とする都市を第一次といたしまして、すでに五月十一日をもつてその審議を打ち切りまして、その中に小運送の複数を希望する店舗を出すものを認めようという制限をつけております。さらに第二次には三十万トンと規制しております。ことに第三次には十萬トンといふに、全國の六大都市から小都市、小都市から各町村へという行き方を現在やうとしておるのであります。従いましてこの複数制の認可の問題は、かなり大きな制限がついておるのであります。御承知の通り從來小運送店は、戦時中の行政的な要請がかなりあつたからでありまして、戦時中合同したもののが今日分離を希望しておる実情なのであります。その條件におきま

○志田委員 たいいお話によりまして大體了承をいたしました。が、この問題につきましては、運輸當局の反省を要求しなければならぬやうな事態も、すでに起きておると思ふのであります。すなわち今日日本通運が集中排

○志田委員 けさほど森山委員から小運送に対する御質問があつたのに対して、政府委員から御答弁がありました。が、私はその補足的な質問を最後にしたいと思ふのであります。政府委員から小運送の複数制の問題につきまして、運輸省に設置を見ております小運送店審議会と十分密接な連絡をとつて、万遺憾なきを期してというお話でありましたが、特にその中で重要な制限をつけたいというところ、御発言のようでございます。ところがわれわれの承知いたしております程度におきましては、この運輸省に於ける審議会におきましては、すでに重要な條件が付されておると思つておるのであります。すなわち五十万トン以上の集配貨物を擁する駅を中心とする都市を第一次といたしまして、すでに五月十一日をもつてその審議を打ち切りまして、その中に小運送の複数を希望する店舗を出すものを認めようという制限をつけております。さらに第二次には三十万トンと規制しております。ことに第三次には十萬トンといふに、全國の六大都市から小都市、小都市から各町村へという行き方を現在やうとしておるのであります。従いましてこの複数制の認可の問題は、かなり大きな制限がついておるのであります。御承知の通り從來小運送店は、戦時中の行政的な要請がかなりあつたからでありまして、戦時中合同したもののが今日分離を希望しておる実情なのであります。その條件におきま

○志田委員 たいいお話によりまして大體了承をいたしました。が、この問題につきましては、運輸當局の反省を要求しなければならぬやうな事態も、すでに起きておると思ふのであります。すなわち今日日本通運が集中排

○志田委員 けさほど森山委員から小運送に対する御質問があつたのに対して、政府委員から御答弁がありました。が、私はその補足的な質問を最後にしたいと思ふのであります。政府委員から小運送の複数制の問題につきまして、運輸省に設置を見ております小運送店審議会と十分密接な連絡をとつて、万遺憾なきを期してというお話でありましたが、特にその中で重要な制限をつけたいというところ、御発言のようでございます。ところがわれわれの承知いたしております程度におきましては、この運輸省に於ける審議会におきましては、すでに重要な條件が付されておると思つておるのであります。すなわち五十万トン以上の集配貨物を擁する駅を中心とする都市を第一次といたしまして、すでに五月十一日をもつてその審議を打ち切りまして、その中に小運送の複数を希望する店舗を出すものを認めようという制限をつけております。さらに第二次には三十万トンと規制しております。ことに第三次には十萬トンといふに、全國の六大都市から小都市、小都市から各町村へという行き方を現在やうとしておるのであります。従いましてこの複数制の認可の問題は、かなり大きな制限がついておるのであります。御承知の通り從來小運送店は、戦時中の行政的な要請がかなりあつたからでありまして、戦時中合同したもののが今日分離を希望しておる実情なのであります。その條件におきま

○志田委員 たいいお話によりまして大體了承をいたしました。が、この問題につきましては、運輸當局の反省を要求しなければならぬやうな事態も、すでに起きておると思ふのであります。すなわち今日日本通運が集中排

の法律で非常に大きな制限を加えておるが、その理由について御説明願えますら、お願いしたいと思います。

○黄田政府委員 第一の点に關しまして私が先ほど申しましたことに補足をいたします。仰せの通り、外資委員会というものが國內にできておりますが、それが認可を與える際には、ほかの關係官廳と連絡して、内部連絡事項として異議ありやいなやをただして、その上で認可ということになりましたならば、一本で済ませることができるといふこと、現在研究中でございます。

それから第二の点の、外國会社に対していろいろな制限が加わつておるといふことでございますけれども、これは実はそうではないのでございまして、外國会社も日本において事業活動をおこす以上、日本の事業家と同様の制限に服するというのを、改正法案におきましてただ明らかにしただけでございまして、現行法におきましても、むしろ獨禁法の適用は、外國会社にも、少くとも日本において事業活動を営んでおる以上、日本の法令のもとに服すべきであるという建前は、ちよつともかわつていないのでありますけれども、今度の改正法案におきましては、いろいろ疑点があつた方面もございまして、その点を明確にしたただけなのでございます。

○多田委員 外國会社に対する制限が、別段國內会社に対する制限とかわらないというお話でございますが、第十六條の但書によりますと、國內の会社に対しては十五條の届出制を採用するけれども、外國の会社に対しては認可をとるというところで、國內の会社と外國の会社との關係について、幾分差があるような感じがするのであります。それが對外的に與える影響も考へなければならぬと思ひますので、むしろ外國人の財産取得に關する政令については、外國人の日本における財産の取得に關する制限を加えても、この法律では、國內におけるあらゆる會社は、外國の会社も含めて、同じような形においてこの法律を適用するといふ形をとることが至当ではないか、こゝういふように考えられますので、一應意見として申し上げました。

○黄田政府委員 御指摘の通り、十六條の但書におきまして、外國会社に關してのみ認可を要することとしておりますけれども、これはどういふわけかと申しますと、十五條の第三項で、五百万円以下の会社は合併をした日から三十日以内に届け出るということになつておりまして、これを外國会社に適用いたしますと、実は外國には五百万円といふような円の勘定がない。それをもし換算するといふことになりまして、ドルにしますと非常に少いものになりまして、そんな会社は實際には存在しない。そういうようなことから實際に即しまして、わざ／＼ここに書いていただけでございまして、これは何も外國会社であるがゆゑに、差別的の扱いをしたといふようなことではないのでございまして。

○横田(正)政府委員 けさほど高田委員から御質問のございましたカルテックス問題につきまして、簡單にお答え申し上げます。

御承知の通りカルテックスと日石との間の契約につきましては、すでに新聞紙等においても報せられました通り、日本にアメリカの油が入ることにつきましては、われ／＼として非常に關心を持つ問題でございまして、このカルテックスという会社は、御承知のことと存じますが、スタンダード・オイル・カンパニー・オブ・カリフォルニアと、テキサス・コーポレーションという二つの会社が、五〇%ずつ株を持つておる会社でございまして、一九四八年に、比較的最近設立せられたものでございまして、今回日本石油との間に二つの契約を締結しようとしておるわけでございます。その一つは、かりにこれを委託契約と申します。この委託契約に關する條項はいろいろになつておりますが、われ／＼の観点から問題になります点を主として申し上げますと、日石がカルテックス石油製品を日本國內における販賣の委託を受けるということと内容とするのであります。日石はカルテックスの競争品の取扱いは禁止されることに、この契約ではなつておるものでございまして、この關係におきまして種々問題があり得るかと思ひます。もう一つの契約は、いわば選

の內容の契約が現実に實現するかどうかは、今後にかかつておるわけでございます。この面におきましては、獨占禁止法上の問題はただちに起つて來ないよう思はれるのであります。前の委託契約におきまして、カルテックスが日石を束縛しまして、その油を日本に入れるということに關しましては、今後いかなる程度に、いかなる性質のものが日本に入つて参りますか、その内容によりましては、獨占禁止法上の問題もあり得るのであります。御承知のように、すでに外油の輸入といふことにつきましては、カルテックスのみならず、予想せられます競争会社がいろいろございまして、戦前から日本と關係を持つておりましたスタンダード・ガバキウム・オブ・コンパニー・シエル、日本ではライジング・サンと言つておりますシエル、それからユニオン・オイル、それに最近やや具体化して参りましたタイド・ウオーター・フッソエイトッド等のカルテックスの競争会社が予想せられるのであります。これらの点から考えまして、なお今後の動きを見まさんと、はたして獨占禁止法を發動すべきやうな事態が今後生ずるかどうか、はつきりしたことは申されません。なおこのカルテックスと日本石油との間の國際契約については、なお公正取引委員會において認可につき検討中でありまして、なお認可の手続は済んでおらないのでございます。

○高田(富)委員 そうすると、これは委託契約の方はまだ認可にならないのですか。

○横田(正)政府委員 そうです。

○高田(富)委員 それから選取契約の方ですが、今の御説明によりますと、原油を向うから供給する。そして施設を買い取るというの、これは買い取るかどうかかわらないのですか。

○横田(正)政府委員 さうでございまして。その買い取るかどうかの權利を、カルテックスが持つてゐるわけでありまして。その選取權をカルテックスが持つてゐるのであります。たしか石油がこちらに入らうになつてから、六箇月間にその權利を行使するやうなことになるておつたと思ひます。

○高田(富)委員 すると、それは予約だからいいといふけれども、現実化して來れば、それはただちに問題になるじゃないですか。その施設を買い取るということになれば、國內でそういう事業活動することになつて、將來株を所有するなり何かの關係にもなつて來る。ですから、そういう予約それ自体も相當問題になるのじゃないですか。

○横田(正)政府委員 もちろん獨占禁止法上のいろいろの株の問題とか、その他の問題があり得るわけです。ただいま申しましたのは予約で、具体的な關係は今後という点が、確定的な契約といふのとは大分違ひます。

○多田委員 本日はこの程度にして十二日に質疑を継続することとし、これにて散會せられんことを望みます。

○小野瀬委員長 多田委員の動議に御異議ございませんか。

○小野瀬委員長 御異議ないやうでございます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野瀬委員長 御異議ないやうでございます。

○小野瀬委員長 御異議ないやうでございます。

ざいますから、次会は十二日午後一時より開会することとし、本日はこの程度で散会いたします。

午後四時四十四分散会

〔参 照〕

價格調整公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年七月十九日印刷

昭和二十四年七月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局